

秋田家住宅の国登録有形文化財（建造物）の新規登録



秋田家住宅（外観）

国の文化審議会は、平成 27 年 11 月 20 日開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、所沢市寿町に所在する「秋田家住宅店舗兼主屋、土蔵、離れ、門及び塀」の 4 件を登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

平成 28 年 2 月 25 日付で登録原簿に登録され、所沢市内の国の登録有形文化財（建造物）は、計 11 件になりました。

秋田家住宅は、所沢市の中心市街地を通る銀座通りに南面して店舗を構える商家の建物です。奥に細長い短冊状の敷地に、店舗兼主屋、土蔵、離れが続けて建てられ、土蔵の裏にある座敷の庭は、門と塀に囲まれています。

秋田家は屋号を「井筒屋」といい、所沢の織物産業の発展を支えた綿糸商でした。



秋田家住宅「店舗兼主屋」（2 階座敷）

「店舗兼主屋」は、1 階前半部の店の開口を広めて格子戸をたて、切妻造の 2 階を東に寄せ、上下階とも出桁造で軒先まで銅板を張り、防火を講じる特徴的な外観をもっています。2 階には瀟洒な造作の座敷を設け、織物業で栄えた所沢のまちばの面影を今に伝えます。

店舗兼主屋の北西側に一体化して建つ「土蔵」は、店舗と廊下側の戸口に、いずれも黒漆喰塗の重厚な扉を開き、2 階窓の庇周りでは店舗同様に木部を銅板張とし、店舗と共に商家の構えを示します。

土蔵の北側に建つ「離れ」は、8 畳の主室と次の間に縁を廻らせています。主室は座敷飾りを備え、床柱などに良材を用い、堅実な仕上げの書院としています。矩の手に廻る縁は、ガラス戸をたて、組子のガラス欄間を飾るなど、気品のある造作です。大正元年 11 月の陸軍特別大演習の際に、伏見宮貞愛親王が宿泊されました。



秋田家住宅「離れ」（主室と矩の手に廻る縁）

離れの主室前に構える「門」は、一間腕木門で、内開きの棧唐戸に家紋と木瓜杵を飾っています。門の両側に伸びる「塀」は、上部に格子窓を配して腰を簾子下見板張とし、北半は敷地の形状に合わせて高低差をつくります。

綿糸商当時の屋敷構えがそのまま残され、明治から大正時代の所沢における商家の面影をよく伝えていることから、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するとされました。

所沢市指定有形民俗文化財「所沢緋 附 製作用具一式」について ～指定のはじまりから名称変更に至るまで～

所沢市文化財保護委員 宮本八恵子

所沢緋は、昭和 33 年(1958)10 月 25 日付けで有形民俗文化財に指定された。ただし、有形でありながら「名称のみ」という指定であった。当時は、その歴史や製法が文献で確認できたものの、製品や用具といった実物資料にまで調査が及ばず、ゆえに「名称のみ」を付した指定となったのである。

その後、昭和 50 年代末期から 60 年代には、所沢市史編さん事業のなかで民俗編刊行に向けた調査が実施され、緋生産に携わっていた元はたや機屋の職人や織り手から具体的な製作技術を聞き取ることが叶った。また、当時現存していたたかはた高機などの緋製作用具も確認でき、これらは後に所沢市山口民俗資料館で展示活用される

こととなる。

一方、昭和 63 年(1988)には、市内金山町の本橋吉蔵氏によって収集された所沢緋の見本裂が一括して教育委員会に寄贈され(当初は寄託)、製品の全体像も明らかになった。こうした経緯をたどり、平成 22 年(2010)12 月 10 日付けで「所沢緋柄行資料 付 機織用具一式」と名称変更され、所沢緋の見本裂と緋製作の用具一式が有形民俗文化財となった。

平成 27 年度には、さらに新たな所沢緋関係の資料が追加指定され、名称も「所沢緋 附 製作用具一式」に変更された。追加指定資料は、市内上山口の中村貢介氏が所蔵する次の 7 点である。

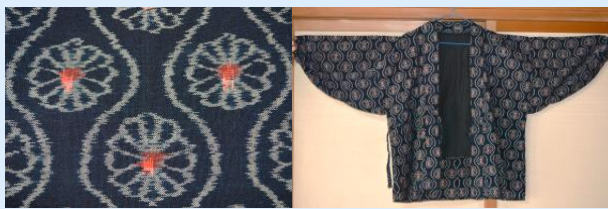
①「紺緋の着物」1 点

昭和 3 年(1928)開催の大禮記念國産振興東京博覧會において有功賞牌を受賞した所沢緋を、人形の着物に仕立てたもの。



②「紅入紺緋の着物」1 点

紅色の摺り込みを施した所沢緋で、身丈の短いウワッパリ(上っ張り)の着物に仕立てられている。



③「平和記念東京博覧會銅牌メダル」1 点

大正 11 年(1922)開催。出品作の所沢緋に対して贈られたもの。



④「大禮記念國産振興東京博覧會
有功賞牌賞状」1点

昭和3年(1928)開催。出品作の所沢緋に対して贈られたもの。①「紺緋の着物」の所沢緋が、その出品作である。

⑤「大禮記念國産振興東京博覧會
有功賞牌メダル」1点

昭和3年(1928)開催。出品作の所沢緋に対して贈られたもの。①「紺緋の着物」の所沢緋が、その出品作である。



⑥「関東府縣聯合副業共進會賞牌メダル」1点

昭和3年(1928)開催。出品作の所沢緋に対して贈られたもの。



⑦ 附 製作用具「印半纏」1点

衿字と大紋を染め抜いた紺地の印半纏。所沢緋を製作するときに着用されたもの。



名称変更がなされた理由は、追加指定資料が所沢緋柄行資料に収まらないためである。これまで収集された所沢緋の製品は、すべて見本裂であったため柄行資料とされた。しかし、追加指定の所沢緋は着物に仕立てられており、併せて、これまでにない博覧会等の賞状やメダルも加わった。そこで、「所沢緋柄行資料」を「所沢緋」に改め、併せて、「付 機織用具一式」を「附 製作用具一式」とした。所沢緋の生産工程では、原料糸を晒すことにはじまり、緋のしるし付け、緋縛り、染色、緋ほどき、整経、糊づけ、機巻き、引き込み、管巻きといった準備に多大な手間を要し、機織りはその最終工程に過ぎない。したがって、機織用具ではごく狭い部分を指すこととなる。機織用具を製作用具と改めたのは、こうした理由からである。

ここで、追加指定資料の「紺緋の着物」と「紅入紺緋の着物」について、その特徴を述べておく。

「紺緋の着物」の所沢緋は、よこいと緯糸をすべて緋よこそうがすり糸で織りあげた緯総緋であり、これは柄がず

れないよう織るのに高い技術を要する。地糸(紺糸)を使用しないため、ずれが生じたときに調整ができないからである。また、「紅入紺緋の着物」の所沢緋は、絵緋の技法を用いた菊花文様の緯総緋で、花卉の中心に紅色の染料で摺り込みが施されている。所沢緋の機屋で絵緋を手掛けた者はごくわずかである。中村貢介氏の祖父岩作氏(明治18年生・故人)は明治43年(1910)、単身で伊予(愛媛県)の機屋へ修業に入り、絵緋の技法を習得した。そして、帰郷後に緋縛りの機械を導入し、絵緋生産に励んだ。追加指定資料の賞状やメダルは、こうした岩作氏の努力あって獲得したものである。

所沢緋は昭和13年(1938)頃を最後に生産が途絶え、製作に携わった人々も現在、そのほとんどが鬼籍に入った。指定された有形民俗文化財と調査によって得られた数多くの情報は、かつて地場産業として広くその名を知られた所沢緋の歴史及び製法を今に伝えている。

なお、所沢市山口民俗資料館では、毎月第1日曜日に所沢緋の復元が行われている。

歴史的建造物の調査報告

1、調査対象建造物

西武鉄道所沢車輛工場跡地内、北端の塀際に東西に並んで現存する歴史的建造物2棟。

2、調査目的

当該建造物は、旧陸軍航空部補給部所沢支部南倉庫の敷地内に所在したものであり、特に西棟については、第1次世界大戦における戦利品としてドイツから押収した鉄骨製移動式飛行機格納庫と推察されていた。2棟は、「航空発祥の地・所沢」の歴史を現代に伝える歴史的建造物であるが、所沢駅西口土地区画整理事業に伴い解体することになり、記録保存によって、後世へ建造物の情報を伝えるため、平成27年度に現況実測及び諸調査を実施した。

3、調査結果

(1) 西棟

鉄骨造、平屋建て、片流れ

小屋組：鉄骨トラス 屋根：鉄板瓦棒葺き
外壁：腰部レンガ造

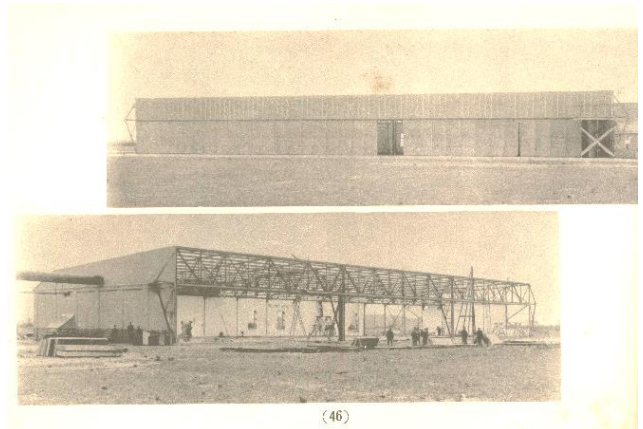
上部メタルラス下地 モルタル塗り
桁行 66.00m 梁行 22.20m 建築面積 1465.2 m²



第1次世界大戦の戦利品として、ドイツから押収された飛行機格納庫。陸軍航空部補給部所沢支部の南倉庫に、大正12年(1923)頃に建設(解体部材を用いて移築)された。

鉄骨造、トラス構造による約66m×22mの規模を有する当該建造物は、第1次世界大戦時のドイツにおける標準飛行機格納庫(Normalflugzeughalle)と呼ばれる形式に準じている。また、主要構造部を構成する鉄骨は、ほぼ全域にわたって、ドイツ製の当初材が再利用されているとみられ、複数の材から「GUTEHOFFNUNGSHÜTTE」「THYSSEN」など、いずれも20世紀初頭に存していたドイツの鉄鋼メーカーのロールマーク(メーカー銘の陽刻)が確認された。一方、屋根や野地、壁、窓、腰レンガ等、鉄骨以外の部材はドイツ時代のものではなく、南倉庫への移築時に日本で構築されたものであり、その後改修も多く施されている。

しかし、機能に徹した合理的な構成、細い鉄骨で構築された巨大な無柱空間など、建物全体の基本的



「鉄骨製移動式飛行機格納庫」(『独逸軍用航空機材写真帖』掲載)

な性格は保持されており、オリジナルのドイツ格納庫が有していた建築の特徴及びその時代背景をよく伝えている。

なお、ドイツから押収された「独逸押収格納庫」は、南倉庫の敷地(西武鉄道所沢車輛工場跡地)内にもう1棟建設されていたことも判明した。

(2) 東棟

鉄筋コンクリート造、2階建て、切妻造り

屋根：鉄筋コンクリート塗膜防水

桁行 50.05m

梁行 22.00m

建築面積 1101.1 m²

昭和3年(1928)頃に建設された建造物



で、資材倉庫として計画されたものと考えられる。

当初は1・2階共に間仕切がなく、それぞれ1室の大空間となっていた。また、建物内部に階段はなく、2階へ上がる動線は、妻側の小さな屋根階段のみであり、建物内部での昇降は、出入口3ヶ所の内側に設けられた吹抜を使用し、ウインチで資材の揚げ降ろしを行っていたと思われる。

意匠的には、ドイツ表現主義の影響が感じられ、湾曲した屋根と軒、2階内部のアーチ、窓の隅切、トップライトやベンチレーター形状などに特徴がみられる。しかし、総体としては、比較的装飾が少なく、簡素で質実な建造物であり、合理主義と表現主義が併存する初期モダニズムの好例として、昭和初期頃の気風をよく伝えている。

編集・発行：所沢市教育委員会 文化財保護課

問い合わせ：☎ 04-2998-9253

✉ a9253@city.tokorozawa.lg.jp